

議案第 15 号

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営住宅設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第210号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下第13条において同じ。)があること。(ただし、老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(以下「特例単身者」という。)として次項に定める者にあっては、この限りでない。)</p> <p>(4) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして第5項に定める場合 214,000円</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下第13条において同じ。)があること。(ただし、老人、<u>身体障がい者</u>その他の特に居住の安定を図る必要がある者にあっては、この限りでない。)</p> <p>(4) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が<u>身体障がい者</u>である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして第5項に定める場合 214,000円</p>

イ 公営住宅が法第8条第1項若しくは第3項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国との補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)
ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧政令第6条第5項第3号に規定する金額

<p>(5)・(6) 略</p> <p>2 前項に規定する特例単身者は、次の各号のいづれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるためこれを受けることができず、又は受けが必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けを受けることが困難であることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第1項第4号アに規定する身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいづれかに該当する。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常に常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けを受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第1項第4号アに規定する身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものは、次の各号のいづれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者に第2項各号(第1号、第5号及び第8号を除く。)のいづれかに該当する者がある場合</p> <p>(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいづれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p> <p>(入居資格の特例)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(5)・(6) 略</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいづれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常に常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けを受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第1項第4号アに規定する身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものは、次の各号のいづれかに該当する。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常に常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けを受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第1項第4号アに規定する身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものは、次の各号のいづれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者に第2項各号(第1号、第5号及び第8号を除く。)のいづれかに該当する者がある場合</p> <p>(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいづれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p> <p>(入居資格の特例)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(改良住宅への入居等)</p> <p>第11条 改良住宅への入居については、第4条から前条までの規定にかかるわらず、改良法第18条に定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定にいかわらず、改良法第18条の規定により当該改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなつた場合は、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項第4号中「、イ又はウ」とあるのは「又はウ」と、同号ア中「令第6条第5項第1号」とあるのは「住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良令」という。)第12条の規定により読み替えた令第6条第5項第1号」と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「ア」と、「令第6条第5項第3号」とあるのは「改良令第12条の規定により読み替えた令第6</p>
--	---	--

条第5項第3号」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。